

仕 様 書

1 業務件名

航空自衛隊美保基地における展示即売会の設置及び経営

2 業務内容

展示即売会の設置及び経営に関する業務。

なお、販売品目は酒類の提供（飲酒）及び食品（キッチンカー）とする。

販売品目	販売可能品等（例）	販売不可品等（例）
酒類の提供（飲酒）	日本酒及びビール等の <u>提供</u>	日本酒及びビール等の <u>販売</u> （贈答用含む。）
食品（キッチンカー）	軽食類、おつまみ類、菓子類	飲料水、アルコール類、弁当、パン及びおにぎり

※上表により判断し難い品目については、官側にて審議する。また、官側の都合により販売する品目等を制限することがある。

3 相手方の決定

本業務を行う者は、航空自衛隊美保基地における航空自衛隊美保基地司令（以下「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

(1) 本業務を行う者は、国有財産の使用許可を得なければならない。

(2) 国有財産使用許可は、中国四国防衛局長（以下「乙」という。）が行う。

(3) 次の各号に該当する場合は、許可を取消し又は変更する場合がある。

ア 国が財産を使用するとき。

イ 国有財産の使用許可を受けた者（以下「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。

(4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により許可が取消された場合は、丙は、直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。

ただし、継続したときはこの限りではない。また、この場合、丙は国に対して一切の補償を請求することはできない。

5 丙の資格

丙は以下の条件を満たしていること。

(1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。

(2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。

(3) 国有財産使用許可証の使用許可条件を遵守できること。

(4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

6 設置期間

令和9年4月1日（木）から令和10年3月31日（金）の期間（土日祝日を除く。）内とする（1者につき、月に1日から数日の設置を基準。）

※出店は、上記期間内で業者の希望を基に国側で調整する。

- 7 設置時間帯
原則として17：30から20：00の間を基準とし、それ以外は別途協議する。
- 8 費用負担
本業務に伴う費用は、丙の負担とする。
- 9 名義使用の制限
丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。また、甲の業務を代行するがごとき誤解を与えてはならない。
- 10 管理責任
(1) 丙は、自らの責任において店舗を管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
(2) 丙は、本業務に従事する者の人事管理及びこれらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- 11 衛生等の保持
丙は、本業務に従事する者が「結核及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定義される感染症を発症した場合又はその疑いがある場合には、業務に従事させないものとし、甲に対して速やかに報告すること。
- 12 情報保全の遵守
(1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務に関して知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に、見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に示し、或いは第三者の知り得る状態においてはならない。
(2) 丙は、本業務に従事する者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。
- 13 損害賠償
丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合及びその他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。
- 14 業務解除
丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、3ヶ月前までに甲に申請し、甲の指示に従い解除することができる。この際、丙は残期間に相当する使用料及び使用物件の維持及び保持に要した費用等を請求することはできない。
- 15 業務仕様
(1) 丙は、自らの提出した申請資料に基づき、業務を適正に履行することとし、その内容について甲の了解なく変更してはならない。

- (2) 本業務の遂行にあたっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 丙は、航空自衛隊美保基地内への出入り及び施設への立ち入りについて、航空自衛隊美保基地内の諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは立ち入らないものとする。
- (4) 店舗の設置及び撤去にかかる費用は、丙の負担とする。また、当該作業にあたっては、担当職員の指示に従う。
- (5) 電気、水道等附帯設備の使用に関して、食品（キッチンカー）業者に対しては、原則として甲は提供しない。
なお、酒類の提供（飲酒）業者に対しては、業者が希望する場合は別途協議とする。
- (6) 丙は、甲が計画した停電作業等について、甲の指示に基づき協力すること。
- (7) 違法又は公序良俗に反する等、基地内での取扱いが不適切な品目の取扱いを禁止する。また、担当職員から不適切な品目として取扱い中止を指示された場合はこれに従うものとする。
- (8) 食品（キッチンカー）業者は、展示即売会設置月の最初の設置日までに細菌検査結果報告書（サルモネラ、赤痢、O-157）を担当職員に提出するものとする。
なお、提出する細菌検査結果報告書は、検査から1カ月以内（基準）のものとする。
- (9) 丙は、展示即売会設置の都度、当日17時までに担当職員まで展示即売会設置の旨の連絡を行わなければならない。
- (10) 丙は、販売品目に重大な問題（異物混入、食中毒等）が発生した場合には、担当職員に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示（全商品の販売停止を含む）に従わなければならない。
- (11) 丙は、店舗周辺の清掃、衛生管理について一切の責任を負うものとし、展示即売会営業終了の都度、店舗周辺を清掃し、美保基地隊員から点検を受けること。
- (12) 丙は、自らが国有財産使用許可を受けた範囲内に展示即売会利用者が利用できるゴミ箱を設置するとともに、展示即売会設置の都度、生じたゴミを回収して自らの責任のもと、持ち帰ること。
- (13) 丙は、展示即売会設置に伴い発生した排水及び油等について、展示即売会設置の都度回収し、自らの責任のもと持ち帰り、基地内に廃棄等を行わないこと。
- (14) 丙は、各月の売上実績（別添様式参照）を翌月10日までに甲に提出すること。
- (15) 丙は、甲が本業務の従事者に係る書類（履歴書等）などを必要と判断した場合には、速やかに甲に提出しなければならない。
- (16) 丙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。
- (17) 丙の国有財産使用予定日に業務、行事、緊急事態の発生等により、施設等を国が使用する必要が生じた際は、国に明け渡さなければならない。
なお、代替の国有財産使用日については、別途協議する。
- (18) 本仕様書に定めのない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び丙の間で協議する。

売 上 月 計 表

令和 年 月 日

航空自衛隊
美保基地司令 殿

事業者名 住所
氏名

令和 年 月

月 日	金 額 (円)	摘 要
合 計		

※前月分を毎月 1 0 日までに提出してください。
毎月の売上額は、消費税及び地方消費税込みの金額を記入してください。